

陳 情 文 書 表

4 陳情第 1 号

用  
~~新設~~ 建造に関する問題の

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 1 月 14 日  
 (西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	白石 泉 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)                  (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

	第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日			令 和 4 年 1 月 14 日 17:12				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
主任 渡辺	山	薄根	山浦	小林	北村	鈴木		

陳情



ハズレコメント 小生 田原 宗保  
新舎建設に関する問題 陳情書 白石 泉

20

市庁舎問題。

大体 現在市庁舎の賃料は小金井市の予算の

0.5%である。サラーヌの住居の賃料はどの位の%か？

再考を要する。 賃料に対する

5 小生の考えは、蛇の目跡地に市庁舎を北側ベランダに

建設し、南側を<sup>駐</sup>車<sup>駐</sup>輪場を数階建に据え付ける。

樹木の伐採一切無し。残りの土地は子供達の遊戯場とする。

一方、福祉会館は、既存の本館の跡地の北側にベランダ

建設し、南側を<sup>駐</sup>車<sup>駐</sup>輪場とする。樹木の伐採、一切無し。車輪場を

10 数階建てで建て、エレベーターを子供達に開放する。

新舎を大木に埋まる？この説は小生が年間小金井市に

住んでいて一度も聞いた事なく、凹凸の土地を更地にする、70ル

ドナーや、1107-21の土木職の威嚇行為の意見であらう。

両建築共にサンサン降りそぐ太陽光を愛せ美持ち

15 良く仕事が出来る。簡単に言えばおろかな老なのである。

福祉会館をまず先に建てねばならぬ？。根拠一切

不明で特定の人放り高に聴く。人種差別に老齢がある。

小金井市議会議員 田原 宗保 令和4年1月14日

20

No	原本頁

陳 情 文 書 表

4 陳情第 2 号

「五川上水の桜の問題」に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 4 年 1 月 14 日  
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	白石 泉 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 1 月 14 日 19:12			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任  


# 「玉川上水の桜の問題」に関する陳情書

小金井市本町

白石泉

原稿用紙 (20×20) A4

5

10

15

20

1 ~~玉川上水~~を、どうか。玉川上水の桜」という問題、これは、桜とはいいにくいではないですか。他の人は気づかず、小生が気づいた事は玉川桜の花見のにはさかぬに気づいた市民は極端に少ないです。しかし小生の知る限り、今の玉川上水の桜は昔物語り非現実的である。もう一度小金井橋のり、のりには無<sup>い</sup>いである。今の桜採<sup>採</sup>り感<sup>感</sup>であるが、採<sup>採</sup>りに何の意味があるか。桜採<sup>採</sup>りかたをたが<sup>た</sup>に感<sup>感</sup>する。玉川上水で良いならば、もう小金井公園の桜と野川流域の桜で良いならば、外、多磨霊園の桜。

小金井市議会議長殿 令和4年1月14日

No	原本頁

陳 情 文 書 表

4 陳情第 3 号

都市計画道路の問題に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

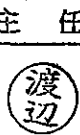





令和 4 年 1 月 14 日  
(西暦 2022)


陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	白石 泉 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	( [REDACTED] - ) [REDACTED] [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 1 月 14 日 17:12			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任  


# 都市計画道路の問題に関する陳情書

小金井市本町

白石泉

原稿用紙 (20×20) A4

1 ~~都市計画道路の問題~~

東京都 3.4.1 路線と 3.4.11 路線の問題です。

前市長の稲葉市長は断言が好ましく現在、連雀通りは

小金井市の基幹道路と考へておられるとの姿勢を遺憾として

5 ハッキリ断言した。長期間の懸案である。

一方 3.4.11 号線は美観を失ふるといふ理由である。これは

高層橋を建設し、野川を横切るといふものである。

しかし、現西園市長は小金井市の提案を小池都知事に提出

したとの由。提出するに付、市の新聞記事に載っていない。

10 提出したと言いつながら、小生はたててみる。その時「平のたえ

連雀通りは「3.4.1 道路」といふを採り、「3.4.11 号線は

か？」と断言した。市長は都知事に存在。一介の市長に

おられた。連雀通りの拡張は立ち退料を拒拒加大き。

これは非常に危険な道路である。小生は市民の生命から

15 して 3.4.1 路線をとる。如何に？

小金井市議会議長殿 令和4年11月4日

20

No.	原本頁

陳 情 文 書 表

4 陳情第 4 号

原簿第 78 号 産 9 号 11 的 期 日 1/26/2022  
 2022 年 1 月 26 日

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

原簿第







令和 78 年 1 月 26 日  
 (西曆)

陳情代表者	住 所	百々市新町 [REDACTED]
	氏 名	北 田 勉 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります)
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	百々市新町 [REDACTED]
	氏 名	北 田 勉 氏
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 78 年 1 月 26 日 11:16				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				



原爆暦78年度の早い時期に「イベルメクチン」を配布する事  
に関する陳情書

原爆暦78年1月26日

郵便番号：〒202-0023

住所：東京都西東京市新町

氏名：

木道田 魁

(うえだ みぐ)

小金井市議会議長 鈴木 成夫 様

### 陳情趣旨

10年前の原爆暦67年3月11日19時03分に緊急事態宣言が発せられてから今日に至るまで、解除されることなく緊急事態宣言が継続されている。

加えて、原爆暦77年7月8日に4回目となる、緊急事態宣言が同年9月30日まで「ぜってえーい」に行ってはいけない「金権・利権・感染大爆発五輪を強行」した為に延長された。

これらの状況下、日本国政府は科学的に全く根拠のないマスクの全戸配布を行い、国民に「マスク信仰の布教活動」を行った。

他方、安定ヨウ素剤については放射線に対しての一定の効果が認められている。

加えて、イベルメクチンについては、科学的検証は半ばではあるが、新型肺炎ウイルスに一定程度の効果が有る（重症化を防ぐ）症例が複数例報告されている。

1、従って、小金井市議会として東京都・日本国政府等の関係機関の内、小金井市議会として意見等が出来る所に対しイベルメクチン・安定ヨウ素剤・N95マスクの希望者への有償又は無償の配布をする様に、意見書等の提出をして頂きたい。



2、小金井市独自に、イベルメクチン・安定ヨウ素剤・N95マスクの希望者への有償又は無償の配布をして欲しい。

## 陳情理由

### 1、緊急事態宣言について

10年前の原爆暦67年3月11日19時03分に、

「・・・3月11日16時36分、東京電力(株)福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の規定に該当する事

象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。」

と原子力緊急事態宣言が発せられた。

これは、原子力災害対策特別措置法（原爆暦55年12月17日 法律第156号）第15条1項

「原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

1 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

2 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合」

に基づくものであり、今日に至るまで、解除されることなく緊急事態宣言が継続されている。

これに加えて、「金権・利権・感染大爆発五輪を強行」した為、新型肺炎ウイルスによる深刻な医療崩壊が起きた。

そして、現在（原爆暦78年25日発表）で、東京都内だけで1万人を優に超える1万2813人と、正に第6波が到達してしまっている。

従って、法令上可能な範囲で小金井市議会として、意見をずる事が出来る関係各機関にイベルメクチン・安定ヨウ素剤・N95マスクの希望者への有償又は無償の配布の要請をしてほしい。

## 2、新幹線理論について

原爆暦76年6月17日に理研の坪倉氏が発表した「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」によれば、富岳を用いたシミュレーション結果が発表されている。

これによると不織布マスクのフィルター効果がマスクとして利用時に漏れ量が40～50%程度と非常に大きい効果が有る事が示されている。

これを分かり易く説明すると、新型ウイルスを不織布マスク着用により40～50%迄防ぐ事が出来るとの事です。

つまり、新型ウイルスを新幹線に例えると、時速300Kmで走る新幹線に轢かれた場合、普通は死亡します。

これを60%抑制する事が出来る。

つまり、新幹線の速度を180kmも抑える絶大な効果が有るとの事です。

そうすると、新幹線は時速120kmと普通電車並みに遅くなります。

つまり、新幹線に時速300kmで轢かれる所を時速120kmで轢かれる所迄抑制する効果が、不織布マスク着用により期待出来ます。

でも、少なくとも普通の自然人は新幹線に時速120kmで轢かれたら死亡しますから、学術的に殆ど無意味な不織布マスク着用は意味を為しません。

他方、同時に発表された医療用のN95マスクをマスクとして利用時に漏れ量が5%になる事が発表されている。

これを分かり易く説明すると、新型ウイルスをN95マスクを着用する事により95%抑える絶大な効果が有るとの事です。

つまり、新型ウイルスを新幹線に例えると、時速300kmで轢かれたら死亡しますが、時速15km迄抑制する効果がN95マスクを着用する事により期待出来ます。

普通自然人は新幹線に時速15kmで轢かれたら死亡しますが、時速15kmで有れば轢かれる前に避ける事は出来ます。

結論ですが、不織布マスクを着用しても感染は殆ど防ぐ事は出来ないし、その着用を義務化したり強制する事の学術的根拠は一切無い事は明らかですが、N95マスクの着用を義務化したり強制する事の学術的根拠は有り、日本国憲法(原爆暦2年11月3日 憲法)に抵触しない場合に限り立法措置も当然可能です。(当然、条例の制定も可能です。)

との理論が独自の「新幹線理論」です。

つまり、不織布マスク着用は学術的根拠が無い「信仰と同じ雰囲気」になります。

この雰囲気が恐ろしい事は、約80年前の我が国を振り返れば明らかです。

オウム真理教が、異常な団体とされていますが、とても酷い事をオウム真理教が行った事は事実ですし、非難される事ですが、僅か80年前の我が国の大東亞戦争を大多数の臣民は支持しました。

念のため記述しますが、歴史的に考察すると「太平洋戦争」は「誤り」です。

宣戦布告なき軍事衝突ですので、正しくは「太平洋事変」になります。

中国や朝鮮に対する侵略行為は「太平洋戦争」と誤った認識ではかなり比重が重くなります。

それに対し大東亞戦争と捉えた場合は大英帝国等(内政型なので米帝も含むかは存じ上げませんが)から、亞細亞でのキリスト教圏の列強からの解放の側面も有ります。

それを隠す方途として、宣戦布告なき軍事衝突を「太平洋戦争」と本来「太平洋事変」とすべき所をあえて誤った表現にした、と考えますと理解が出来ます。

今は状況の違いは有りますが、大東亞戦争に突入する時代に匹敵する国債が有り、国債をちらにする為に徴兵制をして・・・みたいな感じが有る様に感じて私は嫌ですね。

そして、マスク信仰の雰囲気です。日本会議と云い国家神道への回帰と非常に不穩に私は感じています。

学術的根拠に基づきN95マスクの無償・有償配布こそ政策として行うべきで、「不織布マスク着用信仰」の信者を増やす事は百害あって一理なしとは云いませんが、(少なくとも他の感染症を防ぐ効果は、一定程度は期待出来そうですから)少なくとも新型ウイルスへの直接の効果は無い事は明らかです。

また、イベルメクチンの希望者への無償・有償配布も、より有効と考えられます。

ワクチン接種にしても、仮に都民全員が接種した場合でも、「接種した都民の内、約50万人が接種後に感染する」事が、学術的根拠に基づき明らかです。

よって、準備期間を考慮し、原爆暦78年度の早い時期に小金井市独自にイベルメクチン・安定ヨウ素剤・N95マスクの希望者への有償又は無償の配布をして欲しいですね。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 5 号

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和4年1月3/日  
(2022年1月3/日)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都港区芝
	氏 名	東京都たばこ商業協同組合連合会 会長 水谷 章道 <span style="float: right;">ほか 人</span>  (法人の場合は、その名称及び代表者(氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。))
	連 絡 先	( ) -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 1 月 3 / 日 10:20				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
渡辺	渡辺	/	山浦	小林	北村	鈴木

令和4年1月31日

小金井市議会議長 鈴木 成夫 殿

東京都港区芝  
東京都たばこ商業協同組合連合会  
会長 水谷 章道  
電話番号

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

拝啓 貴殿ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は一方ならぬご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

【陳情の趣旨】

たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ販売事業者として、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、長きにわたり地方財政及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。

近年の健康増進法改正や地方自治体における過度な喫煙規制、条例制定の動き、それに伴う既存喫煙所の撤去、度重なるたばこ税増税等の厳しい状況は、中小零細なたばこ販売店や耕作農家の生業を直撃し、まさに死活問題となっているところです。中小零細な「街のたばこ屋」の多くが、毎日のように全国各地で廃業を余儀なくされております。この現状を放置すれば、日本中から「街のたばこ屋」が絶滅するほどの危機感があります。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、また、税収面からも年間1兆円を上回る貴重な地方財源として多大なる貢献をしております。

「健康増進法」とは、決して「禁煙法」ではなく、その根幹の目的は「望まない受動喫煙を防止する」ことと認識しております。「望まない受動喫煙を防止する」ためには、「受動喫煙を受けたくない者」と「喫煙を愉しむ者」双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進していくこと、まさに「禁煙」ではなく「分煙」こそが極めて重要であると考えます。そのためには喫煙者を排除するのではなく、たばこを吸われない人と吸われる人が共存するために必要な、一定の喫煙場所の整備が必要だと考えております。また、分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止、たばこを吸われない方への配慮はもとより、継続的安定税収の確保に資するものでありかつ周辺での歩行喫煙やポイ捨てなどを減らす効果も見込めるなど、受動喫煙防止や町の環境美化の観点からも、吸わない人のためにも必要な設備であるものと考えております

ご存じの通り、小金井市においては、年間約5億円のたばこ税収があり、一般会計として小金井市民の生活に大きく役立てられている貴重な財源です。一方、このまま過度な喫煙規制が続けば当然税収も激減、行政予算への大きな影響は避けられないことが想定されます。

令和3年12月に与党が取り纏めた「令和4年度税制改正大綱」においては、令和3年度に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされており、令和3年1月に総務省自治税務局より発出された「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

これまでも財政物資としてのたばこは、小金井市の一般財源として一定以上の役割を果たしているところではありますが、たばこを吸われない小金井市民と吸われる小金井市民の共存社会の実現、そして安定的税収確保の観点からも、たばこ税を「望まない受動喫煙防止の推進」のための「分煙社会の実現」に向けて、優先的に活用する妥当性、必要性が高まっているといえます。



上述認識の下、たばこ販売組合員 5 万人の総意として、下記のとおり強く請願・陳情致します。

## 記

1. 行政の責務として、公共喫煙場所の新設を積極的に進めるよう貴議会より小金井市に働きかけることを強く求めます。
2. 公共喫煙場所の整備に際して、小金井市が地方たばこ税の一部を活用して喫煙所を設置するよう貴議会より小金井市に働きかけることを強く求めます。

最後に、私どもは、長年にわたり街の灯台として、地域社会に密着し、多大な税収貢献の一翼を担ってきたと自負しております。当組合員 5 万人が路頭に迷うことがなきよう、また、喫煙を愉しむ小金井市民のひとときの安らぎが奪われてしまうことのないよう、特段の配慮を賜りたく、切にお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 6 号

「〒1470007 東京開港を求めます会書」の提出を求めます陳情書 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 4 年 2 月 14 日  
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	小金井市聴覚障害者協会 会長 平野 澄江 <span style="float: right;">印 ほか 人</span> <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED] [REDACTED]

発言を申し出ます。 [REDACTED] [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]

発言者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	平野 澄江
	連絡先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED] [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 2 月 14 日 13:05			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任  


2022年2月14日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

小金井市本町 [REDACTED]  
小金井市聴覚障害者協会  
会長 平野 澄江 [REDACTED]

## 「デフリンピック東京開催を求める意見書」 の提出を求める陳情書

### [理由]

2020東京オリンピック・パラリンピックが全国民に感動を与えて終了いたしました。パラリンピックの次は、聴覚障害者の国際スポーツ大会「デフリンピックを東京で」という招致に向けて取り組みが始まっています。

パラリンピックを超える歴史を持つ大きな規模の聴覚障害者イベントの開催により、聴覚障害者への理解と社会参加が一段と進むだけでなく、情報アクセシビリティの充実による東京の共生社会構築に寄与することが期待されています。

2020オリパラのレガシー活用、首都としての国際的な知名度、多くのスタッフやボランティアの動員実績など、日本で初めてのデフリンピック開催は東京が適任であり、経済効果も期待できることから2025年デフリンピックを東京で開催求めます。

そこで、以下の事項を陳情申し上げます。

### [陳情事項]

2025年デフリンピックを東京で開催するよう、小金井市議会より東京都宛に意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 7 号

公立保育園廃園案に関し、市民を交えたさらなる検討を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 4 年 2 月 17 日  
(西暦 2022 年)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	上田知夫 印 ほか 116 人 (よこら保育園・くりのみ保育園保護者有志代表) (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 2 月 17 日		9:32	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任  


2022年2月17日

小金井市議会議員 鈴木成夫様

氏名 上田知志  
(さくら保育園・くりのみ保育園保護者有志代表)  
住所 小金井市緑町  
連絡先

公立保育園廃園案に関し、市民を交えたさらなる検討を求める陳情書

<陳情要旨>

- 1、公立保育園廃園案に関し、2021年9月27日の本会議にて全会一致で採択された「利用者等との十分な協議・理解を得ないまま公立保育園の廃園への準備行為の中止を求める陳情書」の陳情内容に沿った対応を求めます。
- 2、公立保育園の今後の運営に関して、市民が市政に参加する権利が保障されることを求めます。

<陳情理由>

- 1、昨年9月に全会一致で採択された陳情書では、利用者等との十分な協議・理解を得ないまま利用者等に具体的な影響のある廃園に向けた準備行為を早急に止めること、そのためには市民参加による審議会での議論が不可欠であり利用者・市民を含めた検討の必要について記載されています。その後、保護者・市民向け説明会が開かれたものの、残念ながら市は参加者から出された質問に十分に答えることなく説明会を終わらせています。

私たち保護者は、このコロナ禍で精神的な不安が増す中、説明が不十分なまま進められようとしている保育園廃園案に関しても、大きな不安を感じながら子育てをしています。このままでは、本来楽しいはずの子育て時間が不安な時間になってしまいます。現在、市が行っている小金井市立保育園条例の改正に関するパブリックコメントについて、陳情を提出・賛同した私たちは、これが廃園の準備行為に該当することから大変遺憾に思います。

市は、議会において全会一致で採択された陳情書の内容に沿った対応をしてください。具体的には、①利用者等との十分な協議・理解を得ないまま廃園に向けた準備行為をやめること、②十分な協議を行うために利用者等（市民参加）による協議の場を設けることを求めます。

- 2、小金井市では、「市民の望む市政が保障できるよう」市民参加条例が定められており、第4条に市の責務として「市は市の政策立案～について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う」と規定されています。

保護者・市民向け説明会では、参加者から複数の質問が出されましたが、市からの回答が出されていないものもあります。そして、保護者からは説明会とは別の形式で対話の場を求める声も上がりました。

また、「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例（案）」は、説明会すら開催されず、突然パブリックコメントを行うという流れになりました。

この状態は、市が十分な説明をしたとは言えず、その責務を果たしているとは思えません。そのため、市民参加条例の理念に反しています。市は、市民が市政に参加する権利を保障するべきです。

以上

上記陳情書の趣旨に賛同し、署名します。

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		

★署名する際の注意事項★

- ・「々」や「同上」、苗字・名前どちらかの記載がないなど、記載内容が省略されているものは無効です。
- ・ボールペンなど修正できない筆記具で記入してください。
- ・住所は「～市（区、町、村）」を必ず記入してください。